

教育情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 教育情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）が所管する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針並びに情報資産の安全管理対策を実践するにあたっての基本的な考え方及び方策を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータを相互に接続するための通信網並びにその構成機器であるハードウェア及びソフトウェアをいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 次に掲げるものをいう。
 - ア 情報システム
 - イ コンピュータ及び電磁的記録媒体（それぞれ情報システムの構成要素となるものを除く。）
 - ウ ア及びイで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (4) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (5) 完全性 情報が破壊され、改ざんされ、又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (6) 可用性 情報にアクセスすることを認められたものが、必要な時に中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(適用範囲)

第3条 この基本方針は、市立学校が保有する情報資産、情報資産を扱う教育委員会及び教職員等（教職員、非常勤教職員及び臨時教職員をいう。以下同じ。）並びに市立学校、市又は教育委員会から事務事業の委託を受けた者（以下「外部委託事業者」という。）に適用する。

(情報セキュリティ対策基準)

第4条 教育委員会は、基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するに当たっての遵守すべき事項及び判断等の統一的な基準として、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

(情報セキュリティ実施手順)

第5条 教育委員会は、基本方針及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

(法令遵守)

第6条 教育委員会、教職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティ対策を実施する場合には、法令等を遵守しなければならない。

(組織体制)

第7条 教育委員会は、情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織体制を整備するものとする。

(義務)

第8条 教育委員会、教職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもつとともに、業務の遂行において、法令及び情報セキュリティ対策を遵守する義務を負う。

(情報資産の分類及び管理)

第9条 情報資産については、情報の機密性、完全性及び可用性等を踏まえた分類を行い、その重要性に応じて、適切な管理を行うものとする。

(情報セキュリティ対策)

第10条 情報資産については、故意（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊、窃盗等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、故障等の脅威から守るため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を定め、教育委員会、教職員等及び外部委託事業者に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育・啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

- (2) 物理的セキュリティ対策 情報システムの設置場所、情報の保管場所等への不正な立入り、情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講ずる。
- (3) 技術的セキュリティ対策 情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的対策を講ずる。
- (4) 運用等における対策 情報システムの監視及び情報セキュリティ対策における遵守状況の確認等の運用面での対策を講ずる。
- (5) 緊急時におけるセキュリティ対策 緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策を講ずる。

(情報セキュリティ監査)

第11条 教育委員会は、情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施するものとする。

(評価及び見直し)

第12条 教育委員会及び各市立学校は、情報セキュリティ監査の結果等に基づき、基本方針、対策基準、実施手順に定める事項及び情報セキュリティ対策についての評価を必要に応じて実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等に対応して、基本方針、対策基準、実施手順及び情報セキュリティ対策の見直しを実施するものとする。

(文書及び記録の管理)

第13条 教育委員会、教職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティ対策を実施する上で必要な文書及び記録を適切に管理するものとする。

(情報セキュリティ対策に違反した者への対応)

第14条 教育委員会は、情報セキュリティ対策に違反した者に対して必要な措置を講ずる。